

令和 8 年 第 1 回

菊陽町議会 1 月臨時会会議録

令和 8 年 1 月 20 日

熊本県菊陽町議会

第1回菊陽町議会1月臨時会会議録

令和8年1月20日（火）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(令和8年第1回菊陽町議会1月臨時会)

令和8年1月20日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出報告第1号から議案第3号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽空港線函
渠構造物築造工事（1工区）））

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について（物損事故による損害賠償額の決定及び和解に
ついて）

日程第8 議案第1号 令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

日程第9 議案第2号 工事請負契約の締結について（下大谷1号線道路改良工事（その1））

日程第10 議案第3号 工事請負契約の締結について（下大谷1号線道路改良工事（その2））

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	鬼塚 洋 議員	2番	吉村 恭輔 議員
3番	藤本 昭文 議員	4番	馬場 功世 議員
5番	廣瀬 英二 議員	6番	矢野 厚子 議員
7番	大久保 輝 議員	8番	西本 友春 議員
9番	佐々木 理美子 議員	10番	中岡 敏博 議員
11番	布田 悟 議員	12番	佐藤 竜巳 議員
13番	甲斐 榮治 議員	14番	岩下 和高 議員
15番	上田 茂政 議員	16番	小林 久美子 議員
17番	坂本 秀則 議員	18番	福島 知雄 議員

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん
書 記 牟田 修人 さん
書 記 豊住 祐太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 吉本 孝寿 さん 副町長 小牧 裕明 さん

教 育 長 二 殿 一 身 さん
住 民 生 活 部 長 吉 本 雅 和 さん
産 業 振 興 部 長 山 川 和 徳 さん
総 務 課 長 平 征 一 郎 さん
総 合 政 策 課 長 阿 久 津 友 宏 さん
商 工 振 興 課 長 塚 脇 康 晴 さん
総 務 課 総 務 法 制 係 長 高 山 智 裕 さん
教 育 審 議 員 根 本 まり子 さん

総 務 部 長 村 上 健 司 さん
健 康 福 祉 部 長 梅 原 浩 司 さん
都 市 整 備 部 長 荒 牧 栄 治 さん
財 政 課 長 今 村 太 郎 さん
子 育 て 支 援 課 長 石 原 俊 明 さん
建 設 課 長 出 田 稔 さん
教 育 部 長 矢 野 博 則 さん
学 務 課 長 氏 家 良 子 さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時55分

- 議長（福島知雄議員） ただいまから令和8年第1回菊陽町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（福島知雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番大久保輝議員、8番西本友春議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（福島知雄議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（福島知雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。
本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。
これで諸般の報告終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出報告第1号から議案第3号までを一括議題

- 議長（福島知雄議員） 日程第4、町長提出報告第1号から議案第3号までの5件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

- 議長（福島知雄議員） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。
吉本町長。

- 町長（吉本孝寿さん） 皆様おはようございます。
議員各位におかれましては、令和8年第1回菊陽町議会臨時会をお願いをいたしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。急を要する案件が生じたので、本日、臨時会をお願いをしたところであります。

それでは、提案しております5件の付議事件について提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、令和7年第2回菊陽町議会臨時会で議決をいただきました菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区）に関するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め契約することについて、令和7年12月15日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものです。

報告第2号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、町立中学校西側民家での物損事故に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め和解することについて、令和8年1月9日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

議案第1号は、令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に7億8,645万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を235億4,004万8,000円と定めるものであります。

議案第2号は、下大谷1号線道路改良工事（その1）の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、交通渋滞対策のため下大谷1号線の道路改良工事を行うものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらるものであります。

議案第3号は、下大谷1号線道路改良工事（その2）の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、議案第2号の下大谷1号線道路改良工事（その1）と並行して道路改良工事を行うものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区）））

○議長（福島知雄議員） 日程第6、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区）））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） それでは、報告第1号専決処分の報告について御説明いたします。

この報告は、令和7年第2回菊陽町議会臨時会において議決をいただきました菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区）の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必

要が生じたため、工事請負契約を変更したものであります。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下であり、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて専決処分事項として指定されたものに該当するため、令和7年12月15日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

初めに、専決処分の内容について御説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第14号。専決処分書。専決処分日は令和7年12月15日です。

1、契約の目的、菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区）です。2、変更契約金額、5億133万3,870円です。当初契約金額が4億9,500万円でしたので、633万3,870円の増額となります。

3です。契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町沖野2丁目8番12号、沢・北川特定建設工事共同企業体、代表者、有限会社沢産業、代表取締役黒澤慎太郎でございます。

それでは、契約の変更内容について御説明いたします。

2枚お開きいただき、参考資料の全体平面図を御覧ください。

図面の左側が北になります。

本工事の施工範囲は、中央付近の赤色で着色しました長塚地区を通過する函渠構造物、通称ボックスカルバートでございますけれども、これを整備したものでございます。

次に、1枚めくっていただき、概要図を御覧ください。

変更概要については、図面右下に主な変更内容を、番号表示して、概要図に引き出し線により表示をしております。

まず番号①の埋め戻し材について、当初計画では、ボックスカルバート及び大型ブロックの埋め戻しに使用する土砂について、県工事からの発生土を利用する計画としていましたが、土質試験を行ったところ埋め戻し材として適さない結果となったため、受注者と協議の上、発生土から購入土へ見直ししたものです。

また、埋め戻し数量につきましても、受注者と協議の上、施工実績に合わせ2,761立方メートルに見直しております。

図面左側のボックスカルバート標準断面図の赤色斜線部分が、埋め戻しを見直した箇所になります。

この変更による変更額は、約1,731万円の増額となっております。

次に、番号②のカルバート工の上下締め定着部の充填剤について、当初設計数量を受注者と協議の上、無収縮モルタルを実施数量に合わせて1立方メートルに見直しをしております。

図面左側の上下締め定着部詳細図の赤色着色部分が見直しした箇所になります。

この変更による変更額は、約1,102万円の減額となっております。

次に、番号③の翼壁工についてです。

当初計画では、ボックスカルバート天端のコンクリート型枠の設置を、ボックスカルバートの上部から施工することとをしておりましたが、型枠の設置や撤去作業における安全性や施工性の向上を図るため、受注者と協議の上、ボックスカルバートの前面に足場を追加設置し、342.7掛平方メートルに見直しております。

図面右上の翼壁工構造図の赤色で着手している部分が、足場を追加設置した箇所になります。

この変更による変更額は、約182万円の増額となっています。

次に、番号④の安全対策工について、隣接する県工事が着手し、誘導員が重複することから、県と調整の結果、誘導員数を25人に見直ししております。

この変更による変更額は、約354万円の減額となっております。

その他、施工実績が確認できるものについては、受注者と協議の上、数量の見直し、変更しております。

最後に、本工事の工期につきましては、令和7年12月19日までとしておりましたが、今回の変更に伴い、受注者と協議をした上で、令和8年3月19日まで延長しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田悟議員。

○11番（布田 悟議員） 概要図のところで、今説明があったところですけど、右下の枠、④番の安全対策工事354万円減になってます。これ、誘導員数を173人から25名に見直し、変更ということで、極端に減ってますけど、この理由をお聞かせください。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 繰り返しの説明になりますけども、本工事に隣接して熊本県の工事が発注されました。その熊本県工事のほうと交通誘導員の数が重複しますので、県と調整の上、25人に減少させたものでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これで、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について（菊陽空港線函渠構造物築造工事（1工区）））の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第2号 専決処分の報告について（物損事故による損害賠償額の決定及び和解について）

○議長（福島知雄議員） 日程第7、報告第2号専決処分の報告について（物損事故による損害賠償額の決定及び和解について）を議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（氏家良子さん） 報告第2号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、町立中学校における部活動中に発生した物損事故に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和8年1月9日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容について説明いたします。

1枚おめくりいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第1号。専決処分書。専決処分日は令和8年1月9日です。

1、事故発生日時、令和7年9月24日水曜日午後4時頃。2、事故発生場所、記載のとおりでございます。3、相手方住所、氏名については、記載のとおりでございます。4、事故の概要ですが、中学校グラウンドの西側の民家に、部活動中に中学校のグラウンドから飛来した野球のボールが当たり、民家東側の外壁を損傷したものです。5、損害賠償の額は、34万7,600円でございます。

なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申立ては行わないというのが和解の内容でございます。

参考資料に事故発生場所の位置図と写真をつけております。

今回の事故を受けて、中学校に対し野球部以外の部活動も含め、既存の防球ネットを越えないよう練習方法を工夫するなど指示を行ったところでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田悟議員。

○11番（布田 悟議員） 写真の、これ1枚目ですか、フェンスの高さが、今回の場合は7メートルだったということですが、赤線で示してあります。その北側のほうは12メートル。5メートルの差がありますが、今後は、野球部にしろほかの球技の部活にしろ、注意して活動するということですが、野球部あたりはまた飛び込む可能性がありますよね、この7メートルでは。この辺のところのフェンスの高さを高くするとか、そういう計画はないんですか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） ただいまの御質問にお答えします。

今現在、この7メートルの赤い部分につきましては、防球ネットの高さを12メートルにする工事のほう今現在発注しておりまして、今年度中には同じ12メートルに全てなるという中で、今後は飛び出しのほうはなくなるようなところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則議員。

○17番（坂本秀則議員） これ実際の写真を見ると、何か所もありますよね。これはどういう状況でこういう傷になったのか。これ、打球なのか投げたのか、その点いかがなんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（氏家良子さん） こちらに関しましては、打球が当たったということでお聞きしております。

○議長（福島知雄議員） 坂本秀則議員。

○17番（坂本秀則議員） そうすれば、この日だけの話なのか、それともこれ、ずっと、何か1年間通じてとか、何回でも当たってるのか。私は菊陽中出身ですが、今までこういう事例があったのかないのかも含めて答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えします。

今回、議案としては、令和7年9月に発生した事案ということで御報告をさせていただいておりますけれども、実際、過去にやはり野球のボールであったりサッカーボールであったりということで、確かにフェンスを越えて家屋に当たった事案ということで、発生はいたしております。

そういうことで、写真のほうにも広範囲に、ここ傷んでいるところということで写真のほうも掲載させていただいておりますけれども、そういうところも含めまして、今回の賠償については先方のほうともお話のほうさせていただいているところでございます。

都市整備部長からもありましたとおり、やはりここはちょっと今後も対策が必要ということで、今年度、フェンスのほうの高さを上げるようなところで計画はしとったんですけれども、その前に超えてしまったということもございまして今回御報告させていただいてるところです。よろしくをお願いします。

○議長（福島知雄議員） 坂本秀則議員。

○17番（坂本秀則議員） 今後の対策で、課長がここのフェンスを越えないようにしていただくようお願いしたということなんですが、野球で、パワーがある人は超える可能性もあるんですね、12メートル。この12メートルで大丈夫なのかですよ。超えないように指導してくれて、それはちょっと無理な話じゃないかと私は思うんですよね。うまくなるためにやってるのに、それを超えないようにしてくれと。教育長も野球やられて分かると思うんですけど、この12メートルで大丈夫なのか、その点いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） フェンスの高さについては、既に、野球でいくとライト辺りには12メートルのフェンスが設置してありまして、途中、南側のほうから少しフェンスが低いような状況になってますので、そこを12メートルに高さを上げるということで、飛び越えることは

減ってくると思います。

ただ、やはりパワーがある子たちが打った場合は、試合のときとか超える可能性はありますけれども、我々のほうでお願いしておりますのは、やはり練習の際、打球の方向も考えながら、練習のときは、ロングティーを打つとか、いろいろあるかと思いますが、そういったところも方向を考えて打っていただくようなところで指導のほうさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第2号専決処分の報告について（物損事故による損害賠償額の決定及び和解について）の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第1号 令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第8、議案第1号令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、議案第1号令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回、上程しております補正予算（第4号）では、昨年12月16日に成立いたしました国の経済対策補正予算に対応するため編成したものとなります。

具体的な内容としましては、子育て世帯の支援となる物価高対応子育て応援手当と、物価高における生活者及び事業者支援となる重点支援地方交付金に関する事業となります。

それでは、議案第1号の議案書に続きまして、データでは2枚目になります令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）を御覧ください。

ここからはA4横の資料となり、ここからを1ページとして御説明させていただきます。

なお、画面上で分かりやすいように、全てのページの右上、右下の両方にページ番号を記載しております。

それでは、1ページとなります。

令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）は、第1条歳入歳出予算の補正で、歳入歳出総額から7億8,645万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を235億4,004万8,000円と定めております。

第2条では、繰越明許費の補正を定めています。

次の2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、この内容は、後ほど5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明させていただきます。

続いて、4ページの第2表の繰越明許費補正は、本補正で計上している4つの全ての事業について、令和8年度までの実施を予定していることから設定しております。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

今回の補正予算（第4号）は、全ての事業が、国及び県の交付金に関係しますので、歳出の説明の中で歳入も御説明させていただきます。

それでは、10ページをお開きください。

まず款の2総務費、項の1総務管理費、目の24物価高騰対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金は、LPガスを使用する世帯に、県と協調して、1世帯当たり3,000円を支援するもので、3,100万円計上しております。

財源は、全て国及び県の交付金となります。

続いて、下の枠の款の3民生費、項の2児童福祉費、目の4保育園費、節区分の18負担金、補助及び交付金は、光熱水費高騰の影響が生じている保育所、幼稚園、認定こども園等の事業者の負担軽減のため、こちらも県と協調して支援するもので、732万円計上しております。

財源は、全て国及び県の交付金となります。

続いて、その下の目の10物価高対応子育て応援手当給付事業費は、子育て世帯の物価高に対する支援として、子ども1人当たり2万円を支給するもので、必要経費も含めて総額1億8,723万5,000円計上しています。

対象は、令和7年9月30日現在の児童手当支給の対象者となりますが、本年3月31日までに生まれる新生児も含むこととしております。

支給時期については、他の自治体と同様に、本年3月を目指して進めてまいります。

なお、財源は、全て国の交付金となります。

続いて、11ページとなります。款の7商工費、項の1商工費、目の5物価高騰対策事業費、節区分の12委託料は、物価高の影響を受ける家計の負担軽減と、地域経済の活性化を目的として、町内の登録店舗で使用できるきくようみんなの応援券を全ての町民の皆さんに配布するもので、国の交付金3億4,090万4,000円と、町の一般財源2億2,459万1,000円を財源として、5億6,549万5,000円、総額で計上しております。

こちらは、事業の効果を最大限高めるために、国の重点支援地方交付金に町の一般財源の上乗せを行い、1人当たり1万2,000円の支援としております。

対象は、2月1日現在の住民基本台帳登録者に、子育て応援手当と同様に、3月31日までの出生者となります。

なお、町の一般財源の上乗せとなる約5,000円分につきましては、予算上は9月議会の補正予算（第2号）において財政調整基金に積み立てている今年度における税収増の一部を財源としまして、国の重点支援地方交付金に上乗せするものでございます。

これによりまして、より充実した支援策を展開し、町民の皆様に税収増の成果を実感していただきたいと考えております。

なお、本事業は菊陽町商工会とも連携して実施させていただき予定としており、本予算が成立いたしましたら速やかに準備を開始しまして、3月下旬からは、各世帯に向けて応援券の発送を始めたいと考えており、使用期間は4月から7月末までを予定しております。

最後に、一番下の枠の款の14予備費は、歳入歳出予算調整のため、459万1,000円減額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

大久保輝議員。

○7番（大久保 輝議員） それでは、商工費の物価高騰対策事業費の地域振興券事業委託料についてお尋ねをさせていただきます。

本事業は、物価高騰の影響を受ける町民の暮らしを支える取組として大変重要な施策であると認識しておりますが、一方で、国の物価高騰対策をはじめ近年の各種支援策は、税として徴収した財源を再分配する形で実施されるものが多く、集めて配ること自体が常態化している現状について、制度の在り方として疑問も感じております。

本町の事業においては、近年の税収増を町民へ還元して、物価高騰下における生活支援と地域経済の下支えにつなげようとするものであり、町長の強い決断と夢を感じてるところでもあります。

その上で、3点質問させていただきます。

まず、本事業は、町民1人当たり1万2,000円の地域振興券を配布する制度であるということでした。そこで、物価高騰対策として、現金給付等の方法もある中であえて地域振興券という形を採用した理由についてお尋ねいたします。

次に、本事業の目的が、町民生活支援に加え、地域経済の下支えにもあるとすれば、制度設計により、地域内循環に資する形とすることが大切だというふうに考えます。

例えば、利用が特定の大型店に集中した場合、町外使用での支出が増え、投じた公金が地域内で循環しにくくなる可能性があると考えますが、この点について、地元店舗、中小事業者にも広く利用される仕組みとなるかということについて町の見解をお尋ねいたします。

最後に、不正利用の抑止についてお尋ねいたします。

配付型の地域振興券については、制度の性質上、第三者への転売譲渡や不適切な換金、架空取引が起り得る可能性もあるのではないかとこのように考えられますが、つきまして、転売譲渡や不適切な取引等を防止するため、町として何か対策などを講じていらっしゃるのか、その3点お尋ねさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、今の御質問についてお答えをさせていただきます。

最初の質問と2つ目の質問が少し重なってまいりますが、今回、1万2,000円、大体国の交付金が7,000円、町の一般財源、税収増5,000円足ささせていただいて1万2,000円という規模で事業を行わせていただきます。

主に、国のほうからは生活支援ということで、急いで配布をするようにというような指示もあつとりますので、今回このような形を取らせております。

また、国の交付金に合わせて実施することで、規模が大きくなることで、より支援の効果を高めたというふうに思っております。

今回、現金給付がよいのではないかとというようなところ、速やかに送れるのでということもございます。現金給付のほうにつきましては、口座の確認等で時間がかかるということもございますが、2つ目の御質問であった地域経済の活性化というところにも重きを置いております。

現金給付となりますと、どこで使ってもいいということになりますので、菊陽町外でも使えるということになってまいります。今回は、地域の事業者の皆様の支援となるために、今回は振興券という形を使わせていただいて、町内でお金を落とさせていただき、使っていただくというような仕組みを構築させていただいております。

2つ目の大型店舗での使用につきましては、これまで商工振興課のほうとかでプレミアム付商品券等行わせていただいた中でも多く議論が出てきたところでございます。

使用者のほうから見ると、やはりいろんなことに使いたいということで、大型店舗で使いたいというような御意見もございます。地域の事業者の皆様からは、小さな店舗でも多く使えるようにというところで御意見をいただいております。町のほうでも、毎回ここはすごく議論をさせていただくところになっております。

今回につきましては、生活者支援というところに重きを置くということで国のほうから通知が来ておりますので、今回については、広く使えるような形で配らせていただいております。

なかなか小さな事業者のところを使うということが難しいというような御意見もございますが、町としましては、幅広く振興券、店舗、小売店に絞らず、例えばですが、家の修繕に使える、ガラスを直すに使えるということで、幅広く使えるような振興券にしておりますので、そういったところは、町としても、そういったことで使えると、町内の事業者の皆様のようなところでも使えるということをPRさせていただいて、住民の皆さんに幅広く使っていただくことをPRしながら、そういったことで地域の振興を図ってまいりたいというふうに思っております。

最後の3つ目の不正利用につきましては、当然ですが、コピーの防止のほうは行わせていただいております。譲渡につきましては、なかなか制限する方法、物理的に行うことは難しいのですが、当然、振興券の中には、譲渡を禁止しますということを書かせていただいて、利用者の皆様には周知徹底いたしまして、そういった御質問のあったような不正利用がないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第2号 工事請負契約の締結について（下大谷1号線道路改良工事（その1））

○議長（福島知雄議員） 日程第9、議案第2号工事請負契約の締結について（下大谷1号線道路改良工事（その1））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 議案第2号工事請負契約の締結について説明いたします。

下大谷1号線道路改良工事（その1）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、下大谷1号線道路改良工事（その1）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、9,383万円です。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、株式会社坂本建設、代表取締役坂本俊正でございます。

次に、本事業の場所及び概要について御説明いたします。

2枚めくっていただいて、参考資料の1ページ、位置図を御覧ください。

下大谷1号線は、県道大津植木線からセミコンテクノパーク内へ進入する町道でありますけれども、セミコンテクノパーク周辺の道路ネットワーク整備として、従来からの社会資本整備総合交付金とは別枠の地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用し、現道の2車線から4車線へ道路改良工事を行うものです。

図面で着色をしています箇所が下大谷1号線の全体の施工範囲になります。

今回の工事発注に当たっては、工区を分割することにより工期の短縮が見込めることから、赤色と青色と緑色で着色いたしました3つの工区に分割をして工事を計画して発注をしております。

また、黄色で着色している箇所は、次年度、引き続き工事を計画しております。

なお、本議案につきましては、赤色で着色している箇所を、下大谷1号線道路改良工事（その1）として施工するものでございます。

1枚めくっていただいて、参考資料2ページの平面図を御覧ください。

次に、本工事の主な内容について、右下の工事概要に沿って御説明いたします。

まず、工事の概要は道路改良工事です。

施工延長は140メートル、道路の幅員は、全幅24.6メートル、有効幅員は21.5メートルで、左下の標準断面図のとおり計画をしております。

次に、ブロック積工として、間知ブロック、延長136.3メートルを、図面右側のブロック積断面図のとおり計画をしています。

なお、間知ブロックを施工している期間に、この後、御審議いただく（その2）工事にて、標準断面図の青色で着色している盛土工を施工することとしておりまして、工期の短縮を図る計画としています。

次に、排水構造物として、管渠型側溝延長280.2メートル。次に、縁石工として、歩車道境界ブロック延長280.2メートル。次に、防護柵工として、立入り防護柵の撤去、再設置を延長146.6メートル。次に、舗装工として、車道舗装面積2,323平方メートル、歩道舗装面積929平方メートルを計画しています。

最後に、工期については令和8年3月31日までとしておりますが、来年度にまたがることを想定しており、国からの繰越しの承認がされた後、受注者と協議を行った上で、工期の延長の変更契約を締結する計画としています。

また、工事の期間中は、事故がないよう、十分安全管理を行いながら、早期完成を目指して工事の進捗を図ってまいります。

以上で建設課からの説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、下大谷1号線道路改良工事（その1）の入札結果等について御説明させていただきます。

参考資料の3ページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、下大谷1号線の道路改良工事で、業種は土木一式となります。

件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が9,526万円、税込みの落札価格が9,383万円で、落札率が98.50%となっております。

指名業者につきましては、工事内容と設計金額から、12月19日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクAを有する6業者を指名いたしました。

指名競争入札は、1月13日に執行いたしまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社坂本建設を落札者として決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本秀則議員。

○17番（坂本秀則議員） この議案の件ですが、一番混むのは、この下大谷4号線のほうなんです。朝夕渋滞が発生するのは、県道大津植木線から入って、下大谷4号線のソニーの駐車場に行く方面です。これ、なぜこっちを先にしなかったのか、その理由は何ですか。一番混むところから先にしたほうがいいと、私は思うんですが。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 今回の工事発注箇所につきましては、議員おっしゃるとおり、大津植木線からの進入路の工事を早くすべきかという質問でございますけども、今回、大津植木線については、多車線化の工事を行っております。また、今回、下大谷1号線につきましても4車線化に拡幅する工事となっております。この大津植木線との交差点が一体的に向上する必要がございますので、まずは今回の工事場所を施工しているところでございます。

今回、あと、併せて次年度施工している黄色の箇所につきましては、現在、用地交渉もしている段階でございますので、まず今回の工事は、用地交渉が完了したところから工事を施工するところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第3号 工事請負契約の締結について（下大谷1号線道路改良工事（その2））

○議長（福島知雄議員） 日程第10、議案第3号工事請負契約の締結について（下大谷1号線道路改良工事（その2））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 議案第3号工事契約の締結について御説明いたします。

下大谷1号線道路改良工事（その2）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、下大谷1号線道路改良工事（その2）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7,205万円です。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2172番地、北陽建設株式会社、代表取締役島田孝でございます。

次に、本工事の場所及び概要について説明いたします。

2枚めくっていただいて、参考資料1ページの位置図を御覧ください。

本議案については、青色で着色している箇所を下大谷1号線道路改良工事（その2）として施工するものであり、先ほど御審議いただきました議案第2号と同様に、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金を活用し、道路改良工事を行うものです。

1枚めくっていただいて、参考資料2ページの平面図を御覧ください。

次に、本工事の主な内容について、右下の工事概要に沿って説明いたします。

まず、工事概要は道路改良工事です。

施工延長は、246.6メートルで、道路の幅員は、全幅26.9メートル、有効幅員は21.5メートルで、左下の標準断面図のとおり計画をしています。

次に、道路土工として盛土工1,970立方メートルを計画しています。

盛土工につきましては、先ほど御説明しました（その1）の施工区間と同時に施工することで、全体的な工期の短縮を図っています。

次に、のり面工として、防草コンクリート、厚み10センチ、面積312.4平方メートルです。

次に、擁壁工として、L型擁壁、高さ2.75メートルから3メートル、延長30メートルです。

次に、排水構造物工として、管渠型側溝延長213.2メートル。次に、縁石工として、歩車道境界ブロック延長213.2メートル。次に、防護柵工として、立入り防護柵の撤去、防災設置を延長80メートル。次に、舗装工として、車道舗装面積1,466平方メートル、歩道舗装面積759平方メートルを計画しています。

最後に、工期につきましては、令和8年3月31日までとしておりますが、さきの議案第2号

と同様に、受注者と協議を行った上で、工期延長の変更契約を締結する計画としています。

また、工事の期間中は、事故がないよう十分安全管理を行いながら、早期完成を目指して工事の進捗を図ってまいります。

以上で建設課からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、下大谷1号線道路改良工事（その2）の入札結果等について御説明させていただきます。

参考資料の3ページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、下大谷1号線の道路改良工事となり、業種は土木一式となります。

件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が7,292万5,600円、税込みの落札価格が7,205万円で、落札率が98.80%となっております。

指名業者につきましては、工事内容と設計金額から、12月19日の指名審査会の審議を経まして、町の格付ランクAを有する6業者を指名いたしました。

指名競争入札は、1月13日に執行いたしまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の北陽建設株式会社を落札者として決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部を終了しました。

これで令和8年第1回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時45分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島 知雄

菊陽町議会議員 大久保 輝

菊陽町議会議員 西本 友春

菊陽町議会会議録
令和8年第1回1月臨時会

令和8年1月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話(代)(096) 232-2111
議会事務局TEL(096) 232-4919